

新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p><b>第7条（投資一任契約の終了）</b></p> <p>1 当社は、ダイワファンドラップ投資一任契約書第21条第3項が定める場合に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合にも、当社が当該事由を確認した時点で速やかに本投資一任契約の終了手続を開始し、信託口座において資金を返還するものとします。</p> <p>(1) 信託契約（以下「本信託」といいます。）における委託者が死亡した場合</p> <p>(2) 本信託の委託者が日本の非居住者となった場合 (新設)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第7条（投資一任契約の終了）</b></p> <p>1 当社は、ダイワファンドラップ投資一任契約書第21条第3項が定める場合に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合にも、当社が当該事由を確認した時点で速やかに本投資一任契約の終了手続を開始し、信託口座において資金を返還するものとします。</p> <p>(1) 信託契約（以下「本信託」といいます。）における委託者が死亡した場合</p> <p>(2) 本信託の委託者が日本の非居住者となった場合</p> <p><u>(3) お客様が本信託の受託者の任務を終了した場合</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>